

人権擁護の推進等に関する提言・要望

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. インターネットを利用した人権侵害が急増していることにかんがみ、人権侵害情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等のため、より一層の実効性のある制度を確立すること。
また、制度確立までの間は、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。
4. 性同一性障害者が可能な限り普通の日常生活と社会活動を営むことができるよう、診断が確定した者の性別表記の変更のあり方や治療に対する健康保険適用範囲の拡大等について検討すること。また、運転免許証と同様に無用な性別表記は行わないよう検討すること。
さらに、性同一性障害について、国民が正しい理解を深めることができるように積極的に広報に努めること。
5. 児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象を拡大するなど、地域における児童虐待・DV対策に取り組む市町村に対して適切な財政措置を講じること。
6. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。
7. 裁判員候補者等に対して支給される日当については、個々の生活実態に応じて、適切な額となるよう見直すこと。